

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この消費生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、福島県学校生活協同組合（学校生協）という。

(事 業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な共同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善および文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員および組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、福島県全域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を福島市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に勤務する学校教職員は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域内に住所若しくは勤務地を有する者で、この組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けてこの組合の組合員となることができる。

(加入の申し込み)

第7条 前条第1項に契約する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引受けようとする出資口数を記載し、出資第1回の払込金額を添えて、この組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
- 3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書きの規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
- 5 理事長は、第1項の承諾をしたときは、出資第1回の払い込みをさせた後、組合員名簿に記載するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者が組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金（出資第1回の払込金）の払込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金（出資第1回の払込金）の払込みをしたとき組合員となる。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の90日前までに、この組合に予告し、当該年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 この組合を脱退した者は、その月より代金の割賦支払いなど、組合員としての利益を受ける権利を失うものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

- 2 前条第2項の規定は、前項にも適用する。

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間にこの組合の事業を利用しないとき。
- (2) 出資の払い込み（、供給物資の代金又は利用料の支払い）を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

- 2 前項の場合において、組合はその総代会の会日の5日までに除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会に弁明する機会を与えなければならない。

- 3 この組合は、除名の決議があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号の定めるところにより、その払込済出資額の払い戻しを、この組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退及び第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合はその払込済額に相当する額。

- (2) 第11条第3項の事由による脱退の場合、その払込済額の2分の1に相当する額。

- 2 この組合は、脱退した組合員が、この組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払い戻しを停止することができる。

- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。

- 3 組合員は、出資金額の払込みについて相殺を持って、この組合に対抗することができない。

- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及び払込み方法)

第15条 出資1口の金額は1,000円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに、減少しようとする

- る口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。
- 2 組合員は、その出資口数が総出資口数の4分の1を越えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
 - 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しを、この組合に請求することができる。

第3章 役 職 員

(役 員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理 事 25人以上 30人以内
- (2) 監 事 3人以上 5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において組合員のうちから選挙する。

- 2 特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を越える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、1箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 役員の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。
- 4 役員が任期満了又は辞任によって退任した場合において、役員の数その定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行うものとする。ただし、退任した役員の数その定数を欠く数を超える場合には、退任した役員相互により、職務を延長すべき者を選任することができる。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

- (1) 組合の理事又は使用人
- (2) 組合の子会社又は関連会社の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事又は監事がその任務を怠り、この組合に損害を与えた場合は、その理事又は監事は、それぞれこの組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。
- 3 理事が、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は欠損金処理案及び付属明細書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告書に記載すべき重要な事項につき記載をしたときであってこの組合に損害を与えた場合も前項と同様とする。ただし、理事又は監事がその記載、登記若しくは公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。
- 4 監事が、前2項の規定により、この組合に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、理事もその責めに任ずべきときは、その監事及び理事は、これを連帯債務者とする。

(役員解任)

第24条 役員は、総代の5分の1以上の請求により、任期中でも総代会において解任することができる。

- 2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出しなければならない。
- 3 この組合は、前項の規定による書面の提出があったときは、総代会の日の10日前までに、そ

の役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第25条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。

2 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第26条 理事は、理事長1人、副理事長2人、専務理事1人、常務理事1人を理事会において互選する。ただし、常務理事はおかないことができる。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を処理し、この組合を代表する。

3 副理事長は、理事長を補佐してこの組合の業務を処理し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長及び副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長、副理事長及び専務理事に事故あるときは、その職務を代行する。

6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第27条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が召集する。

4 理事長は、理事の3分の1以上の同意を得て又は監事が監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項及び召集の理由を記載した書面を提出して理事会の召集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内に、理事会を召集しなければならない。

5 前項の場合において、理事長が理事会を召集しないときは、理事会の召集を請求した当該理事又は監事は理事会を召集することができる。

6 理事は3箇月に1回以上業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会召集手続)

第28条 理事会の召集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第29条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項

(2) 総代会の召集並びに総代会に付議すべき事項

(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続きその他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止

(4) 取引金融機関の決定

(5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項

(理事会の成立要件)

第30条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(理事会の議決方法)

第31条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議長は、理事長が当たるものとする。

3 議長は、理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。

- 4 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。
- 5 理事会において議決する場合には、議長は第1項の出席した理事の数に、前項に規定する理事はその議決に関して第1項の出席した理事の数に参入しない。

(理事会の議事録)

第32条 議長及び理事会において選任した2人は、理事会の議事について議事録を作成し、これに署名又は記名押印し、その写しを出席した各理事に送付しなければならない。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した理事及び監事の氏名
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに反対した理事の氏名）

3 理事は、第1項の議事録を10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

(書面による理事会への出席)

第33条 理事は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について書面をもって議決権及び選挙権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選任しようとする理事長、副理事長、専務理事若しくは常務理事の氏名を書面に明示して、第27条第7項の規定による規則の定めるところにより、理事長に提出しなければならない。

(理事の競業禁止義務)

第34条 理事が、自己又は第3者のために組合の事業の部類に属する取引を行うには、理事会においてその取引についての重要な事実を開示してその承認を受けなければならない。

2 前項の取引を行った理事は、遅延なくその取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(定款等の備えつけ及び書類の提出)

第35条 理事は、定款、規約、総代会議事録、組合員名簿、その他組合の財産及び業務の執行について重要な事項を記載した書類を事務所に備えておかなければならない。

2 前項の規定による組合員名簿には、組合員の氏名、住所、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載しなければならない。

3 理事は、通常総代会の会日の7日前までに事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えておかなければならない。

4 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 組合員数、出資口数及びその金額並びに増減
- (2) 役員、職員、総代等の組織の状況
- (3) 過去3年間における組合の事業及び財産の状況
- (4) 事業の状況
 - ア 当該事業年度における事業の種類ごとの実績
 - イ 設備投資の状況
- (5) 子会社等の概況及び決算の状況
- (6) 総代会の議決
- (7) その他必要な事項

5 第3項に規定する附属明細書には、次の事項を記載する。

- (1) 資本及び借入金の状況
- (2) 固定資産等の状況
- (3) 担保権の設定及び保証債務の状況
- (4) 各種引当金の状況
- (5) 子会社等との取引の明細並びに債権及び債務の状況
- (6) 組合と役員間における取引の状況

- (7) 役員報酬の状況
- (8) 事業経費の明細
- (9) 事業の種類ごとの損益の明細
- (10) その他重要な事項

6 組合員及びこの組合の債権者は、第1項及び第3項の書類の閲覧を求めることができる。ただし、この組合は、正当な理由がある場合には当該閲覧を拒否することができる。

7 理事は、第3項の書類を通常総代会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

第36条 監事は、毎事業年度2回以上組合の財産及び理事の業務執行状況を監査しなければならない。

2 監事は、第1項の監査を行ったときは、意見を付した監査報告書を作成し、総代会に報告しなければならない。

3 監事は、第1項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

4 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(監事により調査)

第37条 前条第1項に定めるほか、監事は、いつでも理事及びその他の組合の職員に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監事は、前項の調査の結果、理事又は組合の職員が組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるとき及び著しく不当な事項があると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。

3 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の召集を請求することができる。

4 第27条第5項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。

5 監事は、第2項の報告にもかかわらず、理事会が適正な措置を採らないと認めるときは、総代会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(組合員の調査請求)

第39条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、第37条第1項の調査を行わなければならない。

(顧問)

第40条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

第41条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第42条 この組合に、総会に代わるべき総代会をもうける。

第43条 総代の定数は、120人以上200人以内において、総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第44条 総代は総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第45条 総代が欠けた場合におけるその補充は、総代選挙規約に定めるところによる。

(総代の職務執行)

第46条 総代は、組合員の代表として、組合員の意志を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第47条 総代の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第48条 理事は、総代の氏名及び選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の召集)

第49条 理事は、毎事業年度終了の日から2箇月以内に通常総代会を召集しなければならない。

(臨時総代会の召集)

第50条 理事は、理事会において総代会の召集を議決したときは、臨時総代会を召集しなければならない。

2 理事は、総代がその5分の1以上の同意を得て会議の目的とする事項及び召集の理由を記載した書面を提出して総代会の召集を請求したとき、並びに総代が第24条第1項の規定により役員解任を請求したときは、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を召集しなければならない。

(監事の総代会召集)

第51条 理事の職務を行う者がいないときは、総代会の召集は、監事が行う。

2 監事は、前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないにもかかわらず、総代会召集の手続きをしないときは、総代会を召集しなければならない。

3 監事は、この組合の財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合においてこれを総代会に報告するため必要と認めるときは、総代会を召集しなければならない。

(総代会の召集手続)

第52条 総代会の召集は、会日の少なくとも5日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を書面により総代に通知して行うものとする。

(総代会の会日の延長)

第53条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、前条の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第54条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約の設定、変更及び廃止

(3) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

(4) 出資一口の金額の減少

(5) 借入金額の最高限度

(6) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案

(7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

- 3 総代会において、第51条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決するものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第55条 総代会は、総代の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは理事は、その総代会の会日から20日以内に総代会を召集しなければならない。この場合は、前項の規定は適用しない。

(議決権及び選挙権)

第56条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

- 2 総代会においてこの組合と総代との関係について議決する場合には、その総代は、総代会の議決の加わる権利を有しない。

(総代会の議決方法)

第57条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代の内から、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長及び前条第2項に規定する総代は、その議決に関して出席した総代の数に参入しない。

(総代会の特別議決方法)

第58条 次の事項は、総代の過半数が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- 2 定款の変更
- 3 組合員の除名

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第59条 総代は、第52条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する組合員でなければ代理人となることはできない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第52条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙をしようとする役員の氏名を書面に明示して、第64条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところによりこの組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することはできない。
- 5 代理人は、代理を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

第60条 組合員と同一の世帯に属する組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第61条 総代会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総代会において選任した総代2人がこれに署名又は記名押印するものとする。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 総代の総数及び出席総代の数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議決した事項及び賛否の数
- (5) 選任された役員の氏名

(総会の議決事項及び成立要件)

第62条 組合の解散及び合併は、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、組合員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

(総代会の規定の準用)

第63条 第49条、第50条第1項及び第2項、第52条、第53条、第56条、第57条並びに第59条から第61条までの規定は、総会に準用する。この場合において第50条第2項中「総代会の召集を請求をしたとき、並びに総代が第24条第1項の規定により役員解任を請求したときは、」とあるのは、「総会の召集を請求したときは、」と第59条第1項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と同条第4項中「3人」とあるには「10人」と、第60条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(総代会運営規約)

第64条 この定款に定めるもののほか、総代会の運営に関し必要な事項は、総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第65条 組合員と同一世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第66条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、化粧品、家庭雑貨、飲食物、書籍、燃料、自動車、その他組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な共同施設の種類の種類は、理容施設、美容施設、保育施設、住宅施設等とする。

3 第3条第3号に規定する生活の改善及び文化の向上を図る事業は、講演、講習、見学、出版旅行幹旋、スポーツ、リクリエーション、商品テスト等とする。

4 第3条第4号に規定する共済事業は、次に掲げるものとする。

(1) 生活協同組合連合会が行う火災共済事業、生命共済事業及び総合共済事業等の業務を受託して行う受託共済事業

(2) 共済事業団体、保険会社との業務受託契約に基づく共済、保険及び郵便局の団体払込制度に基づく簡易保険の掛金収納業務並びに教育宣伝業務

(3) 組合員が加入する郵便局の簡易保険の保険料収納業務

5 第3条第5号に基づく教育事業は、次のとおりとする。

(イ) 組合員の知識の向上を図る事業

(ロ) 組合従業員の知識の向上を図る業務

第6章 財 務

(事業年度)

第67条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第68条 この組合は、この組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、財務諸表を作成するものとする。

(収支の明示)

第69条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第70条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補にあてるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補にあてる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業繰越金)

第71条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業繰越金として翌事業年度に繰越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定められる事業の費用に充てる

ために支出するものとする。

- 2 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第72条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

- 2 この組合は、到来した出資の払込を終了しない組合員について、その出資の払込を終わるまでその組合員に割り戻すべき剰余金をその払込に充てることができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第73条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し第70条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第71条第1項の規定による教育事業繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残金があるときに行うことができる。

- 2 組合事業の利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度、毎月ごとに利用した事業の種類及び分量を証する通知を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の種類別ごとの利用分量の総額がこの組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに剰余分料割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた通知を提出してこれをしなければならぬ。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立を行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された通知によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。
- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合は、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなし、前項の支払いを行うことができる。
- 10 この組合は、第8項に定める期間経過後は、利用分量割戻金の支払義務を免れるものとする。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかった額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に参入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第74条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は各事業年度の終わりにおける組合員の払込済額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは速やかに、出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この組合は、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過した日に出資配当金の支払義務を免れるものとする。

(端数処理)

第75条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金)

第76条 この組合は、剰余金について、第72条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第77条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのでん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第78条 この組合は、如何なる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第79条 この組合は、この組合が定める規定により、組合員に対して事業及び財産の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

(解 散)

第80条 この組合は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第81条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(合 併)

第82条 この組合が合併しようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受けるものとする。

2 理事は、合併契約書の要領を第52条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならない。

3 合併によって組合を設立する場合においては総会において組合員のうちから合併によって設立する組合の設立委員を選任するものとする。

4 第58条の規定は、第1項の規定による承認及び前項の規定による設立委員の選任について準用する。

第8章 雑 則

(広告の方法)

第83条 この組合の広告は、この組合の掲示場に掲示して行う。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第84条 この組合が、組合員に対する通知及び催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所をこの組合に通知したときは、その場所にあてて行う。

- 2 この場合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第85条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続き、そのたこの組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、認可の日より、施行するものとする。
(昭和25年12月6日認可)

(施行期日)

- 2 この定款は、認可の日より、執行するものとする。
(2004年6月18日認可)

総代会運営規約

(目的・運用)

- 第1条 この規約は、定款第64条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 総代会の議事の運営については、法令及び定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

- 第2条 総代が総代会に出席する場合には、この組合の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。ただし、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。
- 2 総代の代理人が総代会に出席する場合は、定款59条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名又は記名押印した委任状を提出することを要する。

(開 会)

- 第3条 理事長又は理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第55条に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。
- 2 監事が召集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

(議 長)

- 第4条 総代会は、全ての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。
- 2 議長は2名以内とし、議長団を構成するものとする。
- 3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事録署名人及び書記)

- 第5条 議長は議事の開始にあたって、総代会議事録に署名する総代2名の選任を総代会に諮るとともに、書記2名を指名する。

(発 言)

- 第6条 総代は、議長からの発言の許可を得た上でなければ発言することができない。
- 2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならぬ。
- 3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。
- 4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。
- 5 議長は、必要があるときは、付議された議案に関する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

- 第7条 総代の発言が前条の規定に違反すると認めるとき、又は以下の各号に該当すると認めるときは、議長は必要な注意を与え、又はその発言を中止させることができる。
- (1) 発言が重複するとき
- (2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき
- (3) その他議事を妨害し又は議場を混乱させるとき

(退場命令)

- 第8条 議長は、次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。
- (1) 総代又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
- (2) 前条に定める議長の注意又は発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者
- (3) 審議に支障を生ずる恐れがある物の持ち込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に関する答弁)

- 第9条 総代は、その議決権行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問においては、監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められるとき
- (2) 調査を要するために、直ちに答弁することが困難であると認められたとき
- (3) 理事又は監事は、議長の許可を受けて職員などの補助者に説明をさせることができる

(議事進行に関する動議)

第10条 議長及び総代は、議事進行に関する動議を提出することができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないとして認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。ただし、議長不信任の動議についてはこの限りでない。
- 3 議事進行に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第11条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下「修正動議」という。）を提出する場合には、出席総代の10分の1の賛同を要する。

- 2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。
- 3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権は全て棄権とみなす。

(緊急動議)

第12条 総代は、定款第54条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

- 2 前項に定める動議（以下「緊急動議」という。）を提出するには、出席総代の5分の1の賛同を要する。
- 3 緊急動議を採決する場合には、書面又は代理人による議決権を加えないものとする。

(審議の打ち切り)

第13条 議長は、質問又は意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

- 2 討議された議案につき、質疑又は討論が続出して容易に終始しないときは、総代は審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法・手続)

第14条 議長は、採決に当たって議場の閉鎖を宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。
- 3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。
- 4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合には、その種子が最も原案と異なるものから順に行うものとする。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第15条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(一時不再議)

第16条 すでに否決され、又は撤回された議案及び動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(閉会宣言)

第17条 議長は、議事日程において予定した議案の総ての議案を終了したとき、又は第18条に基づく打ち切り、延期若しくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期及び続行)

第18条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。

(途中退席)

第19条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

(傍 聴)

第20条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

- 2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(改 廃)

第21条 この規則の改廃は、総代会の議決を要する。

(附 則)

この規約は、2004年6月18日より施行する。

総代選挙規約

第1条 定款第44条、同第45条による総代の選挙方法等はこの規約の定めるところによる。

第2条 総代の選挙区を次のように定める。

第1選挙区	福	島
第2選挙区	伊	達
第3選挙区	安	達
第4選挙区	郡	山
第5選挙区	岩	瀬
第6選挙区	石	川
第7選挙区	田	村
第8選挙区	西	白河
第9選挙区	東	白川
第10選挙区	北	会
第11選挙区	耶	麻
第12選挙区	両	沼
第13選挙区	南	会
第14選挙区	相	馬
第15選挙区	双	葉
第16選挙区	い	わき

第3条 各地区から選挙される総代の数は理事会で定める。

第4条 総代選挙は各地区の総代候補者の互選によりこれを行う。

2 総代選挙を管理運営するため、理事長は各選挙区ごとに総代選挙管理人を指名する。

3 総代選挙管理人はその選挙区における選挙に必要な事項を行う。

第5条 総代候補者は組合員の勤務する小学校、中学校、高等学校並びにその選挙区内に事務所を有する教育関係機関および団体より各1名を選出するものとする。

2 総代候補の選出方法についてはその単位毎に定めるものとする。

第6条 各選挙区においては総代の外にその定数の4分の1以内の数の総代補充員を決定しておくことができる。

2 総代補充員はその任期中において、その選挙区の総代に欠員が生じた場合、あらかじめ定められた順位により逐次これを補充するものとする。

第7条 この総代選挙規約の改廃は総代会において行う。

(附 則)

この規約は昭和49年5月23日より施行する。

この規約は2004年6月18日より執行する。

役員選挙規約

第1条 定款第19条により、総代会において役員選挙を行う場合はこの規約の定めるところによる。

第2条 次に掲げる者は役員として選挙権を有しない。

- (1) 未成年
- (2) 禁治産者または準禁治産者
- (3) 破産者で復権していない者

第3条 選挙に関する事務は選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設けて行う。

- 2 委員会の委員の定数は5人とし、総代会において総代の中から選出する。
- 3 委員会の委員は委員長を互選する。
- 4 委員会は定数に定めのあるもののほか、選挙に必要な事項を行わなければならない。

第4条 役員選挙の方法は、その都度委員会が総代会に諮って決定する。

- 2 理事の選出については選挙区単位とし、地区選挙区と関係機関選挙区とする。
 - (1) 地区選挙区定数は、総代選挙区単位での総代会開催月直近の3月末組合員が2千人以上の地区においては2人、2千人未満の地区については1人とし、その地区総代の過半数以上の推薦があった者を候補者とする。
 - (2) 関係機関選挙区については、理事会が認定した教育関係機関より推薦があった者を候補者とする。
- 3 監事の選出については、県北地区、県中・南、会津地区、浜地区、第4条2(2)の機関、いずれかから推薦のあった者を候補者とする。

第5条 候補者の数が定数を超えない場合は信任投票を行い、出席総代の過半数以上の支持がなければならない。

第6条 当選者が決定したときは、委員会は直ちにその旨を本人に通知する。

第7条 役員に当選した者は、当選決定から5日以内に、理事長に役員就任承諾書を提出するものとする。

第8条 前条の期間に当選した役員が就任を辞退したときは、委員会の決定により次点者を当選者とする。

第9条 この役員選挙規約の改廃は総代会において行う。

(附 則)

この規約は昭和49年5月23日より施行する。

この規約は2004年6月18日より施行する。

この規約は2012年6月1日より施行する。